一、下川英一氏ノ事時復職

一、工賃減給額事時復活

一、年ニ回定期昇給

一、日給部員ノ勤続奬励金ノ制定

外四項

解決条項

一、膳所工場勤務ノ従業員ニシテ昭和八年二月二十日現在勤続満二ヶ年以上ノ日給者ニシテ日給金十戔ノ昇給ヲ同月二十一日ヨリ実施

一、七条工場日給者並ニ請負者工賃ハ工場調査定了後膳所工場実施ノモノヲ適宜按配シ之ヲ

（協調會勞働課）